

指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて

令和8年3月31日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362 (直通) F A X 072-922-3786
--

介護保険法（以下「法」という）の規定により、下記のとおり、指定居宅サービス事業者等の指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

【指定の取消し対象事業者】

- ・法人名 株式会社介護センター福
- ・代表者 代表取締役 寺田 博美
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7

【指定の取消し対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 ヘルパーセンター福
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7
- ・サービスの種別 訪問介護
- ・指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- ・事業所番号 2775504588

(1) 取消年月日

令和8年4月7日

(2) 指定を取り消す理由

①不正の請求（法第 77 条第 1 項第 6 号）

管理者兼サービス提供責任者が、訪問介護計画に位置づけたサービス提供日時において、利用者が就労しておりサービス提供を受けることが不可能な状態であったにもかかわらず、サービス提供を行ったと偽り居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。

②虚偽答弁及び監査の忌避（法第 77 条第 1 項第 8 号）

管理者兼サービス提供責任者は、サービス提供の実態がないにもかかわらず、サービス提供をした旨の虚偽の答弁を行った。また、正当な理由がなく法第 76 条第 1 項の規定により出頭を求められてもこれに応じず、検査を拒否し、監査を忌避した。

(3) 指定の取消し事業者に対する経済上の措置

指定取消し事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費等の返還を求める。返還の対象となる期間は、令和6年11月から令和7年8月及び令和7年11月から12月までの見込みであり、金額は以下のとおりである。

介護給付費分	264,835円 (内八尾市	264,835円)
加算額	105,934円 (内八尾市	105,934円)
総額	370,769円 (内八尾市	370,769円)

※加算額は介護給付費の40%相当額で算出